

9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならぬ。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならぬ。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならぬ。	適用	要求項目を包含する公称規格又は認められた品質システム規格の製品の使用に適合する。滅菌管理の条件に適合する。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に關する省令（昭和46年厚生労働省令第169号）の医療機器の清浄度及び汚染管理の条件。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に關する省令（昭和46年厚生労働省令第169号）の医療機器の清浄度及び汚染管理の条件。
10 同一又は類似製品が、滅菌及び内装の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で供給されるもの販売される機器ではない。	滅菌及び非滅菌の両方の状態で供給されるもの販売される機器ではない。	滅菌及び非滅菌の両方の状態で供給されるもの販売される機器ではない。
(製造又は使用環境に対する配慮) 医療機器が、他の医療機器又は体外診断用医薬品と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断用医薬品が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておくなければならない。	適用（該当する場合）	組み合せ機器で供給されるものでない。	組み合せ機器で供給されるものでない。	組み合せ機器で供給されるものでない。
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切な除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	傷害に關する物理的特性が傷害を与えるリスクをもつ機器ではない。	傷害に關する物理的特性が傷害を与えるリスクをもつ機器ではない。	傷害に關する物理的特性が傷害を与えるリスクをもつ機器ではない。
二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に關連する危険性	適用	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に關連する危険性	適用	他の原材料、物質及びガスと同時使用しない。	他の原材料、物質及びガスと同時使用しない。	他の原材料、物質及びガスと同時使用しない。
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。
五 検体を認識する危険性	適用	検体を取り扱う機器ではない。	検体を取り扱う機器ではない。	検体を取り扱う機器ではない。

六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」。
七 保守又は校正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合は又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」。
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発性物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」。
3 医療機器は、すべての燃焼物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。	適用	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」。
(測定又は診断機能に対する配慮) 第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が過剰に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	適用	測定機能を有しない機器ではない。	測定機能を有しない機器ではない。	測定機能を有しない機器ではない。
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されなければならない。設計にあたっては、精度、特性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	適用	診断機能を有しない機器ではない。	診断機能を有しない機器ではない。	診断機能を有しない機器ではない。
3 診断用医療機器の性能が校正器具又は標準物質の使用に依存している場合、これらの校正器具又は標準物質に割り当てられている値の適正性は、品質管理システムを通じて保証されなければならない。	適用	校正器具又は標準物質の使用に依存しない。	校正器具又は標準物質の使用に依存しない。	校正器具又は標準物質の使用に依存しない。
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に照し、人間工学的観点から設計されなければならない。	適用	測定又は診断支援機能を有する機器ではない。	測定又は診断支援機能を有する機器ではない。	測定又は診断支援機能を有する機器ではない。
5 数値が表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用に理解されるものである。	適用	測定又は診断支援機能を有する機器ではない。	測定又は診断支援機能を有する機器ではない。	測定又は診断支援機能を有する機器ではない。

なければならない。				
(放射線に対する防護)				
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されているなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。		
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回る場合と判断される特定の医療目的のために、障害発生の際又は潜在的な危険が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合において、線量が使用者によって制御できるように設計されているなければならない。また、当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されているなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。		
3 医療機器が、潜在的に障害発生の際のある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じて照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警告を具備しているなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。		
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は被曝による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されているなければならない。	不適用	放射線を放射線照射するものではない。		
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、脱使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されているなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。		
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じて、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を必要及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、電離放射線を照射しない機器ではない。		
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高め、必要に応じて設計及び製造されているなければならない。	不適用	この製品は、電離放射線を照射しない機器ではない。		
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びビ-	不適用	この製品は、電離放射線を照射しない機器ではない。		

エネルギー並びに必要に応じて、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されているなければならない。				
(非電離医療機器に対する配慮)				
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されているなければならない。また、システムの一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられているなければならない。	不適用	電子プログラムを保存しない機器ではない。		
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判断する手段が講じられているなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない内部電源を有する機器ではない。		
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されているなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない外部電源に接続する機器ではない。		
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されているなければならない。	不適用	この製品は、臨床パラメータをモニタするもの機器ではない。		
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作用を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されているなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない電磁的妨害を発生する機器ではない。		
6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されているなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない電磁的妨害を受ける機器ではない。		
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおり正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電圧リスクを可能な限り防止できるような設計及び製造されているなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない電圧リスクを受ける機器ではない。		
(電磁的危険性に対する配慮)				
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されているなければならない。	不適用	機械的リスクは不安定性、動作抵抗、不安定性及び可動部分を有する機器ではない。		

2 医療機器は、振動発生が仕様の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。	この製品は、リスクになる振動を発生しないとする機器ではない。	この製品は、リスクになる振動を発生しないとする機器ではない。	この製品は、リスクになる振動を発生しないとする機器ではない。
3 医療機器は、雑音発生が仕様の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されているなければならない。	この製品は、雑音発生が仕様の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されている。	この製品は、雑音発生が仕様の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されている。	この製品は、雑音発生が仕様の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されている。
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されているなければならない。	接続部を保持しない。	使用者が電気、ガス又は水圧式(油圧式)若しくは空圧式のエネルギー源に接続する機器ではない。	接続部を保持しない。
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(適度的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	潜在的に危険な温度に達しない。	潜在的に危険な温度に達しない。	潜在的に危険な温度に達しない。
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を確保するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されているなければならない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられているなければならない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていない場合、操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合)に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。

(自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己検査医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されているなければならない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されているなければならない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。	この製品は、自己検査医療機器又は自己検査医療機器ではない。
(製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	適用	医療機器の添付文書の記載事項について(薬食発第0310003号・平成17年3月10日) JIS T 6609-2:2014「歯科用ウオークターベースセメント」第2部:レジジン添加型をメント」4.9.2(歯牙)及び4.9.3(歯肉)9.表示及び添付文書 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
(性能評価) 第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	適用	医療機器の製造販売承認申請について、第2の1別紙2(薬食発第0331032号・平成17年3月31日)第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従って実行されなければならない。	適用	適用	医療機器の製造販売承認申請について、第2の1別紙2(薬食発第0331032号・平成17年3月31日)第2の1別紙2

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省令第112号）別表の273
基本要件適合性チェックリスト（歯科支台築造用グラスポリアルケノエント系レジンセメント基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への適用/不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器（専ら動物のために使用されるものが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわれないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の誤りに発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能となるよう設計及び製造されていなければならない。 (リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順次に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号） JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順次に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）
(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない。医療機器としての機能を発揮できるように設計、製造及び包装されなければならない。 (製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が指定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合には、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与え、あるいは劣化等による影響を受けるものであってはならない。 (輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。 (医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 リスク分析を行い、便益性を検証する。 該当機器に適用される一連の個別JISの性能の項目に適合していることを示す。 便益性を検証するために、認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号） JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 JIS T 6609-2:2014「歯科用クォーク—ペースセメント—第2部：レジン強化型セメント」の品質の性能に関する項目 (4)5.2 外観 (4)5.3 機械的安定性（クイックに適用） (4)5.3 操作時間（クイックに適用） (4)5.4 硬化時間（タイプ1及びタイプ3に適用） (4)初期硬化時間（クイックに適用）

		(4) 光硬化促進剤 (タイプ3に適用) (7) 5.6 曲げ強さ (8) 溶解性 (9) 溶解性心素含有量 (10) 溶解性心素含有量 (11) 5.7 X線造影性 (表示した場合に適用)
--	--	--

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的性状等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われなければならない。 一 毒性及び可燃性	適用	使用材料について、規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 使用材料について、公的基準又は認知された規格に従って生体との適合性評価を行い、適合することを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について (薬食機審 0301 第1号:平成24年3月1日) JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価—第1部:リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及びJIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」
		使用材料について、規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 使用材料について、公的基準又は認知された規格に従って生体との適合性評価を行い、適合することを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について (薬食機審 0301 第1号:平成24年3月1日) JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価—第1部:リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及びJIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」
		使用材料について、規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された規格に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について (薬食機審 0301 第1号:平成24年3月1日) JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価—第1部:リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及びJIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」

二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び液体との間の適合性

三 硬度、摩耗及び疲労度等

		該当機器に適用されるべき個別JISの性能に関する項目を示していることを示す。	JIS T 6009-2:2014 (品質)の性能に関する項目
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及びばす汚染物質等を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	適用	使用材料にフッ素樹脂、シリコン等が認められた規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
		認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について（薬食機発 0301 第 1 号：平成 24 年 3 月 1 日）
		認知された規格に適合することを示す。	JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価—第 1 部：リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及び JIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるような設計及び製造されていなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。	適用 不適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 医薬品の投与は行わなかった機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や非薬品を含有する機器ではない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及びばす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減されるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について（薬食機発 0301 第 1 号：平成 24 年 3 月 1 日） JIS T 0993-1:「医療機器の生

		ことを示す。	物学的評価—第 1 部：リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及び JIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、適切な管理が計画・実施されていることを示す。	適用	侵入・溶出物質のリスク評価が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
(微生物汚染等の防止)			
第 8 条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は低減するよう、次の各号を考慮して設計されているなければならない。 一 取扱いを容易にすること。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）の医療機器の汚染度及び汚染管理に関する条項
二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に低減すること。	不適用	微生物（微生物）微生物を含むものの封入した機器ではない。	
三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は身体への微生物汚染を防止すること。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）の医療機器の汚染度及び汚染管理に関する条項
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、受当性が確認されている不活性性、保存、試験及び廃棄手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質は、この製品に含まれていない原料又は材料を組み込んだ機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に並びに獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織・細胞及び物質は、この製品に含まれていない原料又は材料を組み込んだ機器ではない。	

ならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性を確認するため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質は、この製品に含まれていない。原料又は材料を組み入れた機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならぬ。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されているなければならない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されているなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを示す機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌された又は特別な微生物学的状態にある機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌されたを施さなければならない機器ではない。	

9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を著しく低下させないよう所定の清浄度を維持するものでなければならぬ。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならぬ。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならぬ。	適用 不適用	要求項目を包含する公的規格又は認知された品質システムによる規格の製品の清浄度及び汚染管理の条件に適合する。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）の医療機器の清浄度及び汚染管理の条件。
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で供給されるもの販売される機器ではない。	
（医療又は使用環境に対する配慮） 医療機器が、他の医療機器又は体外診断用医薬品と組み合わせ使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断用医薬品が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておくなければならない。	不適用 適用（該当する場合）	組み合わせ機器で供給されるものでない。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	不適用	傷害に関わる物理的特性が傷害を与えないリスクをもつ機器ではない。	
二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用 適用	他の原材料、物質及びガスと同時使用しない。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
五 検体を認識する危険性	不適用	検体を取り扱う機器ではない。	

六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	リスク管理等が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
七 保守又は校正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	リスク管理等が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	不適用	通常使用時及び単一故障状態において、火災又は爆発のリスクは認められていない。	
3 医療機器は、すべての燃焼物の安全が処理を容易にできるように設計及び製造されているなければならない。	不適用	特別な燃焼手順は必要で、通常の医療廃棄物として処理できる機器である。	
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	測定機能を有しない機器ではない。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び要知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	不適用	測定機能を有しない機器ではない。	
3 診断用医療機器の性能が較正又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正又は標準物質に割り当てられている値の測及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	較正器具又は標準物質の使用に依存しない機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	表示装置等を有しない機器ではない。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用に理解されるものでなければならない。	不適用	測定又は診断支援機能を有する機器ではない。	

なければならない。			
(放射線に対する対策)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。	
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の際又は潜在的な危険が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合には、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生の際のある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警告を具備していなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は放射線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	放射線を放射線照射するものではない機器ではない。	
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しない機器ではない。	
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、機能的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、電離放射線を照射しない機器ではない。	
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、電離放射線を照射しない機器ではない。	
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギーを、照射する患者の解剖学的特徴に	不適用	この製品は、電離放射線を照射しない機器ではない。	

エネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるような設計及び製造されていない。			
(機械的危険性に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの実現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるような適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	電子プログラムを保存しない、内蔵した機器ではない。	
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判断する手段が講じられていなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない、内部電源を有する機器ではない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない、外部電源に接続する機器ではない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。	不適用	この製品は、臨床パラメータをモニタするもの機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の動作を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電磁回路を保存しない、電磁的妨害を発生する機器ではない。	
6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	電磁回路を保存しない、電磁的妨害を受ける機器ではない。	
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電圧リスキを可能な限り防止できるような設計及び製造されていなければならない。	不適用	電圧回路を保存しない、電圧リスキを受ける機器ではない。	
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作時、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性及び患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	機械的リスキはない、動作時、不安定性及び可動部分を有する機器ではない。	

2 医療機器は、振動発生が仕様の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、リスキになる振動を発生しない機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、リスキになる雑音を発生しない機器ではない。	
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	接続部を保存しない、使用者が電気、ガス又は水圧式(油圧式)若しくは空圧式のエネルギー源に接続する機器ではない。	
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	不適用	潜在的に危険な温度にならない、熱を発生する機器ではない。	
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を確保するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するもの機器ではない。	
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー又は物質の供給源からの危険量のエネルギー又は物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するもの機器ではない。	
3 医療機器には、制御器及び受取器の機能が明確に記されていないなければならない。操作に必要ない指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は誤用時のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	不適用	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するもの機器ではない。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の277
基本要件適合性チェックリスト（歯科小窩封鎖用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当項機器への適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器（専ら動物のために使用されるものが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の信頼性及び安全の確保が可能となるよう設計及び製造されていなければならない。 (リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等が次の各号に掲げる事項を当該各号の順料に従い、危険性の管理に適用しなければならぬ。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤用によって起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づき危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警告装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号） JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等が次の各号に掲げる事項を当該各号の順料に従い、危険性の管理に適用しなければならぬ。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤用によって起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づき危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警告装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

(自己検査医療機器等に対する配慮)		不適用	この製品は、自己検査機器、又は自己投薬機器ではない。
1 5条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常発生し得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に合った適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	適用	不適用	この製品は、自己検査機器、又は自己投薬機器ではない。
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	適用	不適用	この製品は、自己検査機器、又は自己投薬機器ではない。
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	適用	不適用	この製品は、自己検査機器、又は自己投薬機器ではない。
(製造販売業者・製造販売業者が提供する情報)		適用	医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第0310003号：平成17年3月10日） JIS T 6609-2:2014「歯科用オートクレーブ—リスクマネジメント—第2部：レジシ添加型セメント」の8.2（表示）及び8.3（説明書） 9 表示及び添付文書 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
(性能評価)		適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。 後発医療機器である。臨床試験を必要とする機器ではない。
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十一年法律第四十五号）その他の関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	適用	医療機器の製造販売承認申請について（第2の1別添2（薬食発第0331032号：平成17年3月31日）第4の1別添2）
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	不適用	後発医療機器である。臨床試験を必要とする機器ではない。

			(4)光硬化剤(クイブ2に適用) (4)5.6 曲げ強さ (4)5.7 耐衝撃性 (4)5.8 耐腐蝕性 (4)5.9 耐溶剤性 (4)5.10 耐溶剤性(表示した場合に適用)
--	--	--	---

四 第二号に基づき危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。					
(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない。医療機器としての機能を発揮できるように設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)		
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合には、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える起因に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」		
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されているなければならない。	適用	設計、製造及び包装に関する公衆衛生法又は認知規格のリスク管理の条項に要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」		
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	リスク分析を行い、便益性を検証する。 該当機器に適用されるべき規格 JIS の性能の項目に適合していることを示す。 便益性を検証するために、認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 JIS T 6609-2:2014「歯科用口腔内用ペースセメント—第2部:レジジン添加型セメント」の品質の性能に関する項目 (4)5.2 外観 (4)5.3 操作時間(クイブ2に適用) (4)5.4 硬化時間(クイブ1及びクイブ2に適用) (4)5.5 初期硬化時間(クイブ2に適用)		

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われなければならない。 一 毒性及び可燃性	適用	使用材料について、リスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について(薬食機発 0301 第1号:平成24年3月1日)
		使用材料について、公的基準又は認知された規格に従って生体との適合性評価を行い、適合することを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価—第1部:リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及びJIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び液体との間の適合性	適用	使用材料について、リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について(薬食機発 0301 第1号:平成24年3月1日)
		使用材料について、公的基準又は認知された規格に従って生体との適合性評価を行い、適合することを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価—第1部:リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及びJIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
三 硬度、摩耗及び疲労等	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

(医療機器の化学的特性等)			
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されているなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われているなければならない。	適用	使用材料について、リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について(薬食機発 0301 第1号:平成24年3月1日)
		使用材料について、公的基準又は認知された規格に従って生体との適合性評価を行い、適合することを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価—第1部:リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験」及びJIS T 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されているなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び記述する基準に照らし、適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されているなければならない。	適用 不適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 医薬品の投与は行わなかった機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
		医薬品や薬剤は含有する機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
4 医療機器がある物質を必要要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
		リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について(薬食機発 0301 第1号:平成24年3月1日)
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実用可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されているなければならない。	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
		リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 歯科用医療機器の製造販売承認申請等に必要となる生物学的安全性評価の基本的考え方について(薬食機発 0301 第1号:平成24年3月1日)